

様式第4号(第5条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

甲斐市指令環第19号

住 所 山梨県甲府市和戸町1219-4
氏 名 株式会社 山梨クリーンサービス
代表取締役 功刀 鉄也 様

令和5年5月26日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業(事業系ごみ)については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

廃棄物の種類	一般廃棄物(事業系ごみ)
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬
営業区域	甲斐市全域
許可期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日まで
許可条件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに施行規則の定めるところにより処理すること。 (2) 甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則の規定を遵守すること。 (3) 収集運搬時に苦情が発生しないよう、設備・安全管理には十分配慮すること。 (4) 竜王地区から排出される一般廃棄物については、中巨摩地区広域事務組合清掃センターに、敷島・双葉地区から排出される一般廃棄物については、峡北広域環境衛生センターにそれぞれ搬入すること。 ただし、資源化等を目的に他の施設へ搬入する場合は、この限りでない。 (5) (4)に規定する施設の運営に当たっては、全面的に協力すること。 (6) 実績報告書は前月分を毎月5日までに環境課に提出すること。 (7) 使用車両には市で定める表示を行うこと。 (8) 許可車両以外では収集を行わないこと。 (9) 収集量を記載した事務所毎の請求書を保管しておくこと。市が必要と認めた時は、実績報告書との点検作業に応じること。 (10) 許可条件に違反したことが判明した場合、許可を取り消す。

令和5年 6月22日

甲斐市長 保 坂 武

